

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 20 日

久慈市長 遠 藤 譲 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
夏井町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 20 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数 25 経営体
法人 3 経営体
個人 21 経営体
集落営農（任意組織） 1 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 将来の農地利用のあり方
 - ・ 現状の利用状況を維持するよう努める。
 - ・ 担い手の希望する条件に合えば、農地を貸付け、集積するよう努める。
 - ・ 条件の悪い農地については、活用ができる補助事業等がないか検討するとともに、条件の改善を図り、借り手がつかないまま耕作放棄地化するのを防ぐよう努める。
6. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・ 機構集積協力金（経営転換協力金、地域集積協力金）の交付を受けられる見込みのある農地については、農地中間管理機構の活用について検討する。
7. 地域農業の将来のあり方
 - ・ 生産基盤の整備により生産量の増加を図る。
 - ・ 水田活用による稲わら、飼料用作物を供給し耕畜連携を図る。
 - ・ 担い手への集約により、耕作放棄地の防止・解消を図る。
 - ・ 地域内農家相互の連携を深める。
 - ・ 地域おこし協力隊、集落営農組合と連携した地域農業の研究、新規就農者担い手の確保育成を図る。
 - ・ 農家所得向上に繋げる研究活動、事業を展開する。